

(用語の意義)

- 1 この通達において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。
- (1) 措置法　　租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）をいう。
 - (2) 措置法施行令　　租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）をいう。
 - (3) 特定非常災害　　措置法第 69 条の 6 第 1 項に規定する特定非常災害をいう。
 - (4) 特定非常災害発生日　　措置法第 69 条の 6 第 1 項に規定する特定非常災害発生日をいう。
 - (5) 評価通達　　昭和 39 年 4 月 25 日付直資 56、直審（資）17「財産評価基本通達」（法令解釈通達）をいう。
 - (6) 特定地域　　措置法第 69 条の 6 第 1 項に規定する特定地域をいう。
 - (7) 特定土地等　　措置法第 69 条の 6 第 1 項に規定する特定土地等をいう。
 - (8) 特定株式等　　措置法第 69 条の 6 第 1 項に規定する特定株式等をいう。
 - (9) 評価対象法人　　評価しようとする株式の発行法人又は出資に係る出資のされている法人をいう。
 - (10) 動産等　　措置法施行令第 40 条の 2 の 3 ((特定土地等及び特定株式等に係る相続税の課税価格の計算の特例等)) 第 1 項に規定する動産等をいう。
 - (11) 課税時期　　相続、遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下同じ。）若しくは贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。）により財産を取得した日又は相続税法（昭和 25 年法律第 73 号）の規定により相続、遺贈若しくは贈与により取得したものとみなされた財産のその取得の日をいう。
 - (12) 直前期末　　課税時期の直前に終了した事業年度の末日をいう。

《説明》

本項では、本通達で使用する用語の意義を定めている。